**UL Japan 電波法「登録証明機関」業務範囲／第8号
特定小電力機器-人・動物検知通報システム**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| **試験項目** | **技術基準等** |
| 割当周波数または指定周波数[[電波法施行規則 第六条4項二(13)]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000014/)[[平成元年 郵政省告示 42号](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72008500.html)] | 142.93 MHzを超え142.99 MHz以下146.93 MHzを超え146.99 MHz以下占有周波数帯幅が5.8 kHz以下のもの: 142.934375-142.984375 MHz 6.25 kHz間隔 9波 146.934375-146.984375 MHz 6.25 kHz間隔 9波5.8 kHz超-11.6 kHz以下: 142.937500-142.981250 MHz 6.25 kHz間隔 8波 146.937500-146.981250 MHz 6.25 kHz間隔 8波11.6 kHz超-17.4 kHz以下: 142.940625-142.978125 MHz 6.25 kHz間隔 7波 |
| 通信方式[[平成元年 郵政省告示 42号](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72008500.html)] | 単向通信方式、単信方式又は同報通信方式 |
| 電波の型式 | 規定なし |
| 周波数の偏差 （×10-6）[[無線設備規則 別表第一 表 6 10 (1) ア, 注36]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018)[[平成24年 総務省告示422号]](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72ab3161.html) | 2.512 (EIRPが1 mW以下のもの) |
| 占有周波数帯幅の許容値[[無線設備規則 別表第二 第28]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018)[[平成18年 総務省告示第659号](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72aa8681.html)] | 占有周波数帯幅が5.8 kHz以下のもの: 5.8kHz5.8-11.6 kHz: 11.6 kHz11.6-17.4 kHz: 17.4 kHz |
| スプリアス発射の強度の許容値[[無線設備規則 別表第三 22]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018)[[平成19年 総務省告示第368号]](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72aa9153.html) | * 帯域外とスプリアス領域の境界: 搬送波から± 62.5 kHz
* 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値:

2.5 μW以下又は基本周波数の平均電力より40 dB低い値。ただし、送信空中線が0 dBi以下の場合、2.5 μW EIRP又は基本周波数の平均電力より40dB低い値* スプリアス領域における不要発射の強度の許容値:

2.5 μW以下又は基本周波数の搬送波電力より43 dB低い値。ただし、送信空中線が0 dBi以下の場合、2.5 μW EIRP又は基本周波数の搬送波電力より43dB低い値 |
|

|  |
| --- |
| 空中線電力 |
| 指定値 |
| [[平成元年 郵政省告示 42号](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72008500.html)] |
| 偏 差 |
| [[無線設備規則 第十四条 1 八 (二)]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018) |

 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |
| 1 W以下 |
|  |
| 上限20%、下限なし |
|  |

 |

 |
| 副次的に発する電波等の限度[[無線設備規則 第二十四条 1]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018) | 4 nW 以下 |
| 混信防止機能[[無線設備規則 第九条の四 三]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018)[[電波法施行規則 第六条の二]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000014/) | 電気通信回線に接続する場合: * 主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であって、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの

電気通信回線に接続しない場合: * 主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であつて、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの　または、
* 利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの
 |
| 筐体[[無線設備規則 第四十九条の十四 二]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018)[[平成元年 郵政省告示49号]](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72138100.html) | 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。次に掲げるものは除く。

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 空中線系 |
| ② | 電源設備 |
| ③ | 制御装置 |
| ④ | 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器 |
| ⑤ | 音量調整器及びスケルチ調整器 |
| ⑥ | 送話器及び受話器 |
| ⑦ | 周波数切替装置 |
| ⑧ | 送受信の切替器 |
| ⑨ | データ信号及び無線呼出用附属装置その他これらに準ずるもの |

 |
| 空中線[[無線設備規則 第四十九条の十四 二]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018) | 2.14 dBi以下ただし、EIRPが32.14 dBm以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。 |
| 無線チャンネル[[無線設備規則 第四十九条の十四 二]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018) | * 単位チャネルを使用するものであること。

(中心周波数が、142.93 MHzを超え142.99 MHz以下の周波数のうち142.934375 MHz及び142.934375 MHzに6.25 kHzの整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に4 MHzを加えたものであって帯域幅が5.8 kHzのチャネルをいう。)* 同時使用可能な最大チャネル数: 3
* 3チャネルの同時使用は中心周波数が142.93 MHzを超え142.99 MHz以下の場合であって、伝送速度が9600 bps以上のデータ伝送を行うときに限る。
 |
| 送信時間制限[[平成元年 郵政省告示49号]](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72138100.html) | * 送信時間: 60秒以下、送信休止時間: 2秒以上
* 空中線電力10 mW以下かつキャリアセンスを備えつけていない無線設備: 5秒間当たりの送信時間の総和は1秒以下
* 電波を発射してから連続する60秒以内の場合は、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができる。
 |
| キャリアセンス[[平成元年 郵政省告示49号]](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72138100.html) | （１）受信入力電力の値が給電線入力点において-96 dBm以上の値となる他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。（２）キャリアセンスを行った後の最初の送信から送信時間制限の送信時間内において行う送信については、キャリアセンスを要しない。（３）キャリアセンスに用いる空中線系は、送信に用いる空中線系であること。ただし、送信に用いる空中線系と同等以上の特性のものを用いる場合は、この限りでない。（４）2又は3の無線チャネルを同時に使用する場合は、その使用する全ての無線チャネルについてキャリアセンスを行うものであること。空中線電力が10 mW以下であるものは、キャリアセンスの備付けを要しない |
| 隣接チャンネル[[無線設備規則 第四十九条の十四 二]](https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50080000018)[[平成元年 郵政省告示49号]](https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72138100.html) | 空中線電力が10 mWを超える場合: * 隣接チャネル漏えい電力は、表1「占有周波数帯幅」の区分に従い、「周波数」の± 2 kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40 dB以上低いこと。
* 表2の「中心周波数」を使用する場合は、その区分に従い、「帯域内隣接チャンネルの周波数」の± 2 kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40 dB以上低い値であり、かつ、「帯域外隣接チャネルの周波数」の± 8 kHzの帯域内に輻射される電力(0 dBi以下の送信空中線を使用する無線設備は、EIRP)が1 μW以下であること。

空中線電力が10 mW以下の場合: * 表1の「占有周波数帯幅」の区分に従い、「周波数」の± 2 kHzの帯域内に輻射される電力(0 dBi以下の送信空中線を使用する無線設備は、EIRP)が1 μW以下であること。
 |

 |

表１

|  |  |
| --- | --- |
| 占有周波数帯幅 | 周波数 |
| 5.8 kHz以下 | 搬送波の周波数から6.25 kHz離れた周波数 |
| 5.8 kHz超-11.6 kHz以下 | 搬送波の周波数から9.375 kHz離れた周波数 |
| 11.6 kHz超-17.4 kHz以下 | 搬送波の周波数から12.5 kHz離れた周波数 |

表2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中心周波数 | 帯域内隣接チャンネルの周波数 | 帯域外隣接チャンネルの周波数 |
| 142.934375 MHz | 搬送波の周波数から6.25 kHz高い周波数 | 142.92 MHz |
| 142.9375 MHz | 搬送波の周波数から9.375 kHz高い周波数 |
| 142.940625 MHz(占有帯域幅が11.6 kHzを超えるもの) | 搬送波の周波数から12.5 kHz高い周波数 |
| 142.978125 MHz(占有帯域幅が11.6 kHzを超えるもの) | 搬送波の周波数から12.5 kHz低い周波数 | 143 MHz |
| 142.98125 MHz | 搬送波の周波数から9.375 kHz低い周波数 |
| 142.984375 MHz | 搬送波の周波数から6.25 kHz低い周波数 |
| 146.934375 MHz | 搬送波の周波数から6.25 kHz高い周波数 | 146.92 MHz |
| 146.9375 MHz | 搬送波の周波数から9.375 kHz高い周波数 |
| 146.98125 MHz | 搬送波の周波数から9.375 kHz低い周波数 | 147 MHz |
| 146.984375 MHz | 搬送波の周波数から6.25 kHz低い周波数 |